

令和6年11月28日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社名古屋銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
一宮支店	愛知県一宮市本町四丁目1番2号	愛知県一宮市本町二丁目2番2号 JES一宮ビル1階	2025年1月20日（月）

(2) 変更の理由

店舗移転のため